



令和7年6月19日

吉野敏明氏代理人
弁護士 南 出 喜久治 先生

橋下徹代理人
弁護士 去 来 川 祥
同 杉 山 幸 太 郎



「公開質問状」に対する回答

冠省 当職らは、橋下徹（以下、「橋下氏」といいます。）の代理人として、貴職からの「公開質問状」と題する書面に関して、次のとおり、回答いたします。

1 質問事項に関して

貴職よりいただきました質問は、その前提とする事実には誤りがある上、質問自体に質問者の一方的な評価が含まれております。このような質問は、誤った印象を与え、さらに社会的評価を低下させる意図をもってなされたものであり、不適切な質問であると言わざるを得ません。

当職らは、質問者の行為が、名誉毀損に該当することについて、全て法的な手続の中で主張いたします。

ただし、質問事項4、5及び6記載の事実は、このような事実があったことを明確に否定いたします。

橋下氏は、同5記載の施設には一度も行ったことはありません。

なお、質問者が演説で摘示した事実について、同人が客観的な証拠もなく、真実であると誤認していたのであれば、真実相当性も認められません。

付言しますと、同4及び5記載の事実の立証責任は、質問者にあります。

ご承知おきのこととは存じますが、名誉毀損における争訟において、摘示された事実が真実であるか（真実性）、真実であると信じたことについて相当な理由（真実相当性）があれば、違法性は阻却されるところ、これらの立証責任が、質問者にあることは裁判実務上争いはございません（最判昭和41年6月23日）。

2 今後の質問に関して

「公開質問状」には、「なほ、今回の質問は第一弾であり、貴殿の回答如何によつてはさらなる質問を行ふ予定である」との記載がありますが、当職らといたしましては、これ以上の質問に回答することは差し控えさせていただきます。

以上